

科学研究費補助金の応募要件

次の①～⑤のすべての要件を満たすこと。また、これら5つの要件をすべて満たしていることが本学において確認されていること。

【研究者に係る要件】

- ① 指定された研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）。
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は、除く）。
- ③ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）。

【研究機関に係る要件】

- ④ 科学研究費補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
- ⑤ 科学研究費補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと。